

ID: 126

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場条例 第4条第1項及び第2項		
例規番号	昭和49年条例第18号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 市場の施設を使用する卸売業者は、大河原町地方卸売市場業務規則(昭和49年規則第19号。以下「規則」という。)の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 卸売業者以外の者で、事業室その他町長が定める市場の施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 町長は、前2項の許可、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要な条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日